

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A: 概要要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討)			国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理 (4/9時点)	内閣府整理 (コメント欄) (4/9時点)	
					関係省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・観点など	対応			理由等
130	グリーンアジア国際戦略総合特区	環境配慮型高性能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築	半導体の一大生産・消費地に成長した、東アジア地域の雄となる世界レベルの先端半導体開発拠点を構築し、産学連携により、アジアリーディング(環境配慮型先端半導体、製造装置、アプリケーションサービス等の研究開発)に取り組むと共に、そのために必要な高度人材育成を推進する。		文部科学省 産業連携・ 地域支援課	地域イノベーション戦略支援プログラム「公募要領(平成24年2月6日文部科学省科学技術・学術政策局長決定)	A	現行制度で対応できない事項については、制度の検討を行います。	C	「地域イノベーション戦略支援プログラム」は、本地域で特区を推進するための優先的採択を求めているものであり、既存制度での対応を希望するもの。本地域は、「平成23年度地域イノベーション戦略推進地域」において、「国際競争力強化地域」として選定されており、既存制度の条件にも適合すると考えている。	地域イノベーション戦略支援プログラムを活用する前提となる地域イノベーション戦略推進地域に選定されていることから、文部科学省において、現行制度で対応できないものか再検討が必要。	III
144	グリーンアジア国際戦略総合特区	グリーンイノベーション研究拠点形成	低炭素化技術分野は多岐にわたる。地域の様々な基礎技術を持つ中小企業が、自らの強みを生かしながら参入することが可能である。こうした企業に対し、低炭素化技術の研究開発への参画を促し、新分野への事業展開を促進するとともに、グリーンイノベーションに貢献する。	雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日から起算して1年の期間であるところを低炭素化分野の研究開発者を雇用する場合3年に期間延長するもの。	厚生労働省 職業安定局 雇用開発課	雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第115条第3号、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第7条第1項第2号及び第3号	C	中小企業基金人材確保助成金については、平成22年度行政事業レビューにおいて、一定期間経過後に廃止と判定されたことから、速くも新成長戦略の目標期間の中間年度である2015年を目途に廃止することを考えているところである。 なお、雇用保険二事業で行っている助成金の見直し等については、同事業の財政状況や事業の実績、費用負担者の理解等を十分に踏まつつ、検討を行っていく必要があると考えている。	a	2015年を目途に廃止することが決定であれば了解としたい。	-	I
145	グリーンアジア国際戦略総合特区	資源リサイクル等に関する次世代拠地の形成	レアメタル等の新しい分野におけるリサイクル技術や、より確かなリサイクル技術の確立を推進し、特に、北九州市では、国内・アジア諸国から広域かつ迅速な収集体制を確立するとともに、使用済み小型電子機器等からのレアメタルリサイクル技術を高度化・拡大し、事業化を図る。同時に、希少資源であるレアメタルを確保して、国内の製造工場で使用する(日本の都市鉱山を目指す)。	現在、NEDOから採択された「希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業」について、①、②を行うもの。 ①助成率の拡充 ②助成対象の拡充 建屋の建築工事について、助成対象にするもの	経済産業省 非鉄金属課	産業技術研究開発拠点立地推進事業費補助金(希少金属使用量削減・代替技術開発設備整備費等補助金)(平成23年度第3次補正予算分)交付要綱(平成23・11・28財製第4号) 希少金属使用量削減・代替技術開発設備整備費等補助金(レアアース・レアメタル使用量削減・利用部品代替支援事業)交付規程	Z	平成22年度補正予算「希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業」は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が執行済みであり、またNEDOの業務上、設備導入や工場建設にかかる業務は行っていないため、当該事業の助成率・助成対象の拡充措置は不可能。 今後の対応については、現在、指定自治体において事業内容、事業費等の再検討を行っているところであるが、今後、指定自治体からの課題に対して検討するに当たり、少なくとも事業内容(経営管理、リチウムイオン電池の回収ルート等)を明確にしていただく必要があると考えている。 なお、24年度においては、代替案として平成23年度3次補正予算「レアアース・レアメタル使用量削減・利用部品代替支援事業」が有効と考えられる。ただし、当該支援事業については、すでに1次公募が終了しており、今後2次公募が行われるところ、すでに採択を受けている企業との公平性等を鑑み、当該支援事業についても助成率・助成対象の拡充措置は不可能。他の案件と同様に公平な審査を受けることになるが、当該支援事業に申請いただければと考えている。	b	左記理由により助成率・助成対象の拡充措置が不可能であることは理解できるが、リチウムイオン電池が大量商業される前に、実証レベルでリサイクル技術を確立する必要があると考えている。 今後、事業内容、事業費等の再検討を行うこととしているので、引き続き支援に向けた検討をお願いしたい。	今後の指定自治体における事業内容・事業費等の検討結果を踏まえ、経済産業省において、対応の再検討が必要。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 I~V I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされるもの IV:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討又は取り下げたもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
130	グリーンアジア国際戦略総合特区	環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品開発・生産拠点の構築	半導体の一次生産・消費地に成長した、東アジア地域の核となる世界レベルの先端半導体開発拠点を構築し、生産量増進により、アジアニーズに基づく環境配慮型半導体・導体、製造装置、アプリケーションードス等の研究開発に取り組むと共に、そのために必要な高度人材育成を推進する。		A	今年度の地域イノベーション戦略支援プログラムに応募していた応募箇所ですが、支援対象の枠組みは既に公募要領に基づいて決定されており、今年度分の対象経費の拡充等はできないことをご理解ください。 なお、貴地域が本プログラムに採択された場合には既存制度による支援は可能です。 来年度以降に公募を行う場合には、各地域の総合特区制度における要望を踏まえ、対象経費の拡充等を検討します。	a	平成24年度地域イノベーション戦略支援プログラムについては、今年3月に提案し、既存制度による支援をお願いしていたが、今回、本提案事業について採択いただいた。 提案主体「福岡イノベーション推進協議会」 テーマ名「社会ニーズ主導型開発推進による地域新成長産業の発展促進」	文部科学省より、既存の地域イノベーション戦略支援プログラムの活用により対応可能との見解が示され、指定自治体は要望が実現可能となる見込みと判断し、了解したため協議終了。	I
144	グリーンアジア国際戦略総合特区	グリーンイノベーション研究拠点形成	低炭素化技術分野は多岐にわたることから、地域の様々な基盤技術を有する中小企業が、自らの強みを生かしながら参入することが可能であるという企業に対し、低炭素化技術の研究開発への参画を広く促し、新分野への事業展開を促進するとともに、グリーンイノベーションに貢献する。	雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日から起算して1年の期間であるところを低炭素化分野の研究開発者を雇う場合は3年に期間延長するもの。	-		-		厚生労働省から中小企業基盤人材確保助成金については、2015年を目途に廃止するため対応が困難であるとの見解が示され、指定自治体が了解していることから協議終了。	V
145	グリーンアジア国際戦略総合特区	資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成	レアメタル等の新しい分野におけるリサイクル技術や、より低コストなリサイクル技術の確立を推進する。 特に、北九州府では、国内・アジア諸国から広域かつ迅速な収集体制を確立するとともに、使用済み小型電子機器等からのレアメタルリサイクル技術を高度化・拡大し、事業化を図る。同時に、希少資源であるレアメタルを産出して、国内の製造工場で使用する(日本の都市鉱山を目指す)。	現在、NEDOから採択された「希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業」について、 ① ②を行うもの。 ①助成率の拡充 ②助成対象の拡充 建屋の建築工事について、助成対象にするもの	Z	平成22年度補正予算「希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業」は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が執行済みであり、また、NEDOの業務上、設備導入や工場建設にかかる業務は行っていないため、当該事業の助成率・助成対象の拡充措置は不可能であると認識していた。 また、24年度においては、代替案として平成23年度3次補正予算「レアース・レアメタル使用量削減・利用部品代替支援事業」が有効と考えられるが、当該支援事業については、すでに1次公募が終了しており、今後2次公募が行われるところ、すでに採択を受けている企業との公平性等を鑑みると、当該支援事業についても助成率・助成対象の拡充措置は不可能であると認識していた。 他の案件と同様に公平な審査を受けることになるが、当該支援事業への申請に向け、現在、指定自治体において事業内容、事業費等の検討を行っているところと認識しているが、今後、指定自治体からの提案に対して検討するに当たり、事業内容(経済合理性、リチウムイオン電池の回収ルート等)を明確にしていいただく必要があると考えている。	a	これまで協議させていただいた中で、 ①平成22年度補正予算「希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業」 ②平成23年度3次補正予算「レアース・レアメタル使用量削減・利用部品代替支援事業」 において、助成率・助成対象の拡充措置が可能であることは十分認識させていただいている。 今後、事業内容(経済合理性、リチウムイオン電池の回収ルート等)等を十分検討の上、速やかに②の2次公募の申請の有無を決定し、ご連絡させていただくことしたい。	経済産業省から、「希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業」の助成率・助成対象の拡大については、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の枠内で執行済内であること、業務上から困難であり、代替案として、「レアース・レアメタル使用量削減・利用部品代替支援事業」が示され、指定自治体が代替案の申請について検討することで了解していることから、協議終了。	V

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 1-9 注: 実現が可能なものとなつたものは、実現に向けた条件、代替案等の検討を継続して行う。注: 実現不可能なため、各事に対して詳細の検討を継続するもの。指定自治体で代替案を、国と提案内容の再検討を行うもの。
					関係省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
148	グリーンアジア国際戦略総合特区		航空輸送並みのスピードで低コストかつ環境負荷の少ない東アジア海上高速グリーン物流網を構築する。 【国際RORO船の増設・前送航路上・アジア域内物流が増大する中、環境負荷が少なく、内洋で大型タービンの輸送モードとして、国際RORO船(上海～博多港2便)等の増便、新設拡大。 -ICタグの活用等による車上通関、中・短シャーシの公道の運行を可能にする規制の特例措置によるRORO船での輸出入に要するリードタイムの削減 【海上物流網と連結する総合物流拠点の形成】 -国内初となる国際RORO-内航・鉄道が集積するモーダルハブ拠点をづくり。 -既存の充実した内航RORO等と国際ROROを連結し、海上輸送における国際・国内結節拠点を形成する。 -東アジア海上高速物流の実現に向けて、物流拠点を構築。	・国際・国内ROROTerminalの整備について、新たな制度による一括補助する制度の創設を求めめる。 ・総合特区事業を推進するための調査検討							指定自治体において、財政支援の具体的提案内容について再検討中。提案内容がまとまり次第、制度所管省庁との調整を行うこととしている。	II

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 I~V I:実現が可能となったもの II:平成28年度概算要求等の検討がなされたもの IV:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体は強硬 oppositio は取り下げたもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
148	グリーンアジア国際戦略総合特区		航空輸送並みのスピードで低コストかつ環境負荷の少ない東アジア海上高速グリーン物流網を構築する。 (国際RORO船の増便・航路拡大) アジア域内物流が拡大する中、環境負荷が少なく、円滑でスピーディーな輸送モードとして、国際RORO船(上海-横多連2便)等の増便、航路拡大。 トラックの活用等による海上通関中・陸上トラックの公道の運行を可能にする規制の特例措置によるRORO船での輸出入に要するリードタイムの削減。 (海上物流網と連結補完する総合物流拠地の形成) ・国内初となる国際RORO・内航・陸道が集積するモーダルシフト拠地づくり。 ・既存の充実した内航RORO等と国際ROROを接続し、海上輸送における国際・国内結節拠地を形成する。 ・東アジア海上高速物流の実現に向けて、物流拠点を構築。	・国際・国内ROROターミナルの整備について、新たな制度による一括補助する制度の創設を求める。 ・総合特区事業を推進するための調査検討	-		d	今回の財政支援要望内容の変更については、スピード感を持った一体的な整備を行うにあたり、現行制度をパッケージ化せずとも、各既存制度の中で特区事業について可能な限り重点配分いただくとともに、自治体内部においても特区事業に優先配分を行い、各事業を着実に推進することにより、提案制度と同等の効果を達成することができると整理を行ったもの。 ついては、各制度ごとの財政支援を希望することとして要望内容の変更を行うもの。	指定自治体において、要望している新たな制度による一括補助する制度について、新設しないと実現できない現行制度における課題を整理する中で、現行制度をパッケージ化せずとも、既存制度の中での重点配分等により、同等の効果を達成できると整理し、各制度ごとの財政支援を希望することと要望内容を変更したことから、協議終了。	V